

小田原市脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録事務要領

(令和5年9月1日)

脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録事務要領

(目的)

第1条 この要領は、脱炭素先行地域計画（本市及び東京電力パワーグッド株式会社小田原支社が共同提案し、令和4年11月1日に選定された脱炭素先行地域計画をいう。）の実施のため、同計画において省エネ化等の対象とする施設（以下、「対象施設」という。）の省エネ対策を支援する事業者を脱炭素先行地域省エネ支援事業者（以下、「省エネ支援事業者」という。）とし、その登録及び運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(実施内容等)

第2条 省エネ支援事業者の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設のエネルギー需要家、市またはプロジェクト管理支援事業者（小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託を受託した者をいう。以下同じ。）の依頼に応じ、省エネ対策支援を行うこと。
- (2) エネルギー需要家へのヒアリング及び環境測定（温度、湿度等）に関する現地調査により、対象施設のエネルギー使用状況を把握すること。
- (3) 対象施設の省エネ対策余地がある項目を洗い出すこと。ただし、換気空調設備、給湯設備、照明設備に関する運用改善を含むこと。
- (4) 次の内容を含む報告書を作成すること。
 - ア 対象施設全体の現況の年間CO₂排出量・エネルギーコスト（算出根拠となるエネルギー種別消費量、月別消費量及びCO₂排出係数を含む。）
 - イ 設備更新を提案する設備の現況の年間CO₂排出量（算出根拠となる主要設備の設備台数、能力、設置年、日当たり稼働時間、エネルギー種、年当たりエネルギー消費量、CO₂排出係数を含む。）
 - ウ 運用改善の提案に関する根拠（エネルギー種別ごとの削減効果とその根拠、CO₂削減効果、運転コスト削減効果とその根拠。）
 - エ 設備更新に関する提案がある場合にはその根拠（エネルギー種別ごとの削減効果とその根拠、CO₂削減効果、導入コストとその根拠、運転コスト削減効果と

その根拠、設置スペース等の制約条件の検証結果、設備更新に要する工事期間、更新する設備の法定耐用年数。)

(5) 前号の報告書をプロジェクト管理支援事業者に提出するとともに、プロジェクト管理支援事業者とともにエネルギー需要家へ報告すること。

(6) プロジェクト管理支援事業者からのヒアリング、アンケート等に協力すること。

(登録要件)

第3条 省エネ支援事業者の登録要件を次のとおり定める。

(1) 体制内に次の国家資格を有する専門家を1名以上含むこと。

ア エネルギー管理士（旧資格にあつては電気の資格保持者）

イ 一級建築士

ウ 建築設備士

エ 技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境）

オ 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）

カ 電気工事士（第一種）

キ 電気工事施工管理技士

ク 管工事施工管理技士

ケ エネルギー診断プロフェッショナル（ビル実践を含む）

コ ビル省エネ診断技術者

サ 第一種エコチューニング技術者（第二種は含まない）

(2) 過去5年間において、事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置を提案する事業を行った経験が5件以上あること。

(3) 省エネ支援事業者として登録後、少なくとも3年間は年間7者以上のエネルギー需要家に対して支援が行える体制及び計画を有すること。

(申請方法)

第4条 省エネ支援事業者へ登録しようとする者は、小田原市脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録申請書（様式第1号）により、メールによりゼロカーボン推進課長に申請しなければならない。

2 ゼロカーボン推進課長は、前項の規定による登録の申請があつた場合は、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、申請者を脱炭素先行地域省エネ支援事業者に登録するとともに、その旨当該申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 省エネ支援事業者は、登録内容に変更が生じたときは、ゼロカーボン推進課長に速やかに報告しなければならない。

(登録の解除)

第6条 ゼロカーボン推進課長は、省エネ支援事業者が次に該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 第3条に定める登録要件を満たしていないことが確認されたとき。
- (2) 登録解除の申し出があったとき。
- (3) 省エネ支援事業者として不適当であるとゼロカーボン推進課長が認めるとき。
- (4) 省エネ支援事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 省エネ支援事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (6) 省エネ支援事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (7) 省エネ支援事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (8) 省エネ支援事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(登録期間)

第7条 省エネ支援事業者の登録期間は、登録の時期にかかわらず令和10年（2029年）3月末までとする。

(支援)

第8条 省エネ支援事業者は、第2条に定める事業の実施に必要な費用について、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けることができる。

(ロゴマークの使用)

第9条 ゼロカーボン推進課長は、省エネ支援事業者に対し、別記に定める小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用させることができる。

2 ロゴマークは、登録内容に基づき、省エネ支援事業者の事業内容を周知する目的にのみ使用することができる。

3 省エネ支援事業者は、ロゴマークの使用に当たっては、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドライン（2022年11月1日環境省）を遵守しなければならない。

4 ゼロカーボン推進課長は、この要領の施行に必要な限度において、省エネ支援事業者に対し、報告をさせることができる。

5 ゼロカーボン推進課長は、省エネ支援事業者が、脱炭素先行地域ロゴマーク使用ガイドラインに反した使用を行った場合は、使用を停止させることができる。

(守秘義務)

第10条 省エネ支援事業者は、この要領に基づく活動において知り得た秘密を、本事業の目的以外に利用し、または他に漏らしてはならない。脱炭素先行地域省エネ支援事業者を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、省エネ支援事業者登録制度の運用に関し必要な事項は、ゼロカーボン推進課長が定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

申請日 令和 年 月 日

小田原市脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録申請書

事業者名

（代表事業者名）

所在地

担当部署名

担当者名

メールアドレス

電話番号

脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録制度要領第 4 条第 1 項に基づき、以下の通り申請します。

1 支援計画

| 年度 | 令和 5 | 令和 6 | 令和 7 | 令和 8 | 令和 9 | 令和 1 0 |
|-------|------|------|------|------|------|--------|
| 支援施設数 | | | | | | |

2 体制図

※複数の事業者で体制を構築する場合は、体制内全ての事業者等について記載すること。

3 体制内に含める専門家

| 番 号 | 所 属 | 氏 名 | 保有する国家資格名 |
|-----|-----|-----|-----------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

4 過去実績

| 番 号 | 事 業 名 |
|-----|-------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

5 小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク使用媒体

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 体制内に含める専門家の国家資格を証する書類
- (2) 申請者が、過去5年間において、事業所のエネルギーの使用状況を調査・分析し、その合理化に資する措置を提案する事業を行ったことを証する書類
- (3) 省エネ支援報告書様式案

(別記)

小田原市脱炭素先行地域ロゴマーク

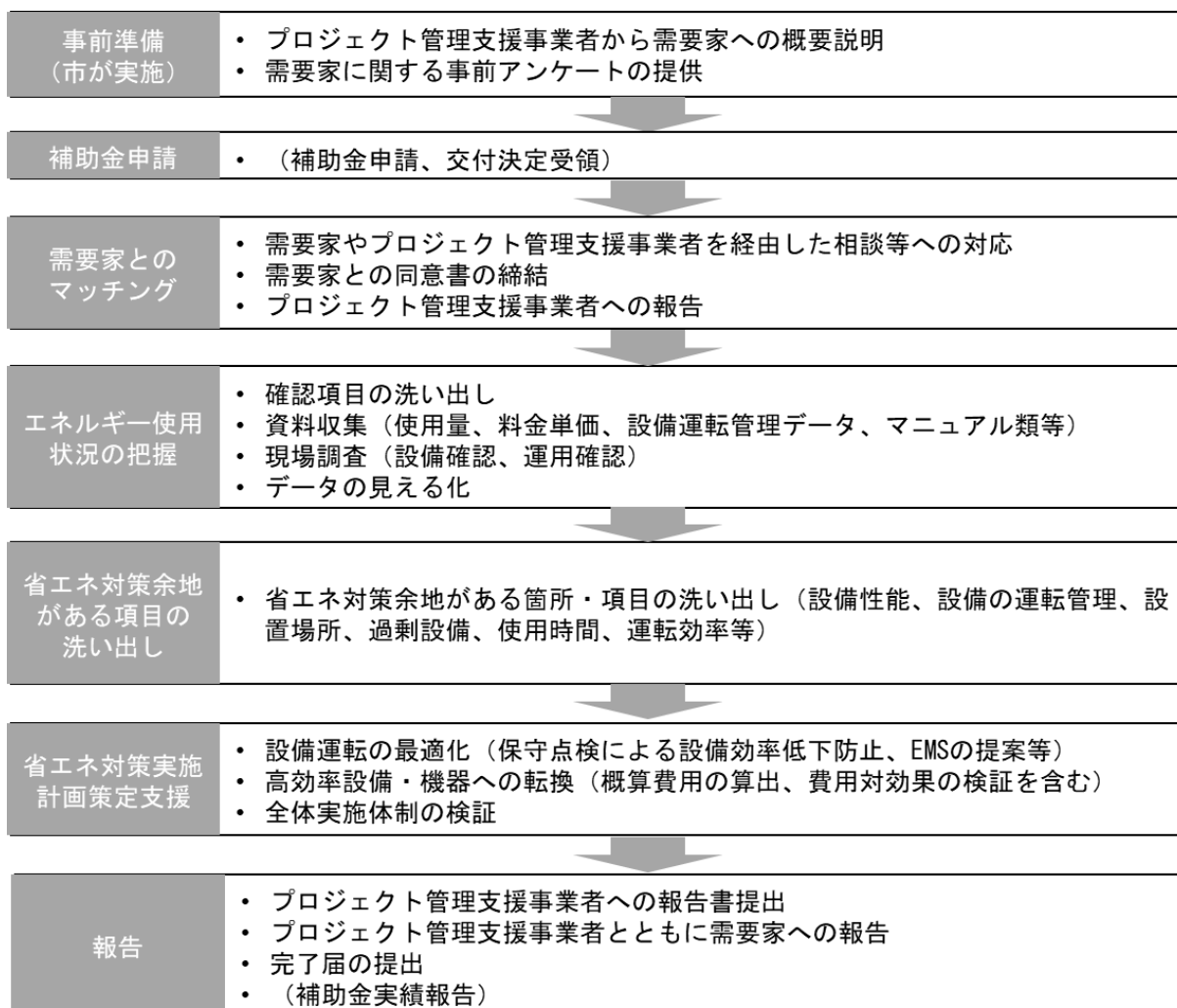


脱炭素先行地域

神奈川県小田原市

(参考1)

事業フロー



(参考2)

小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付対象経費

| 区分 | 費目 | 細分 | 内容 |
|-----|-----|--------|--|
| 設備費 | 設備費 | | 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。 |
| 業務費 | 業務費 | | 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 |
| 直接費 | 業務費 | 諸謝金 | 事業を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①事業で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他事業の実施に必要な謝金 |
| | | 旅費 | 事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。 |
| | | 会議費 | 事業に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う会議費。 |
| | | 備品費 | 事業に直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。 |
| | | 消耗品費 | 事業に直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。 |
| | | 借料及び損料 | 事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。 |
| | | 通信運搬費 | 事業に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。 |

| | | |
|--|-------|--|
| | 光熱水費 | 電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 |
| | 印刷製本費 | 事業に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。 |
| | 雑役務費 | 事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務費（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。 |
| | 委託料 | 事業の全部又は一部を他者へ委託するために必要な経費（別表第3に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。） |